

# 千葉県地域IT化推進協議会部会設置・運営要領

## 【目的】

第1条 この千葉県地域IT化推進協議会部会設置・運営要領は、千葉県地域IT化推進協議会（以下「協議会」という。）における協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定により設置する部会及び設置された部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 【部会の設置】

第2条 規約第4条の規定による協議会一般会員及び特別会員（以下「会員」という。）のうち、調査・研究・実証実験及び普及・啓発等（以下「調査・研究・実証実験等」という。）の活動を行うため、部会を設置しようとする会員は、「産」「学」「官」「民」連携部会活動企画書（様式1号）（以下「企画書」という。）を規約第9条の規定による幹事会へ提出するものとする。

2 企画書の提出があったときは、幹事会はその内容を審査し、部会の設置の可否を提出者に通知する。

3 部会の設置にあたっては、規約第9条第6項の規定にかかわらず幹事会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定するものとする。

## 【部会の構成】

第3条 部会は、会員により構成する。

2 部会に部会長及び庶務・会計を担当する者を置くものとする。

3 部会長は、企画書提出時における代表者とする。

4 部会長を変更する場合は、部会長が後任を指定し、幹事会に報告するものとする。

## 【部会長】

第4条 部会長は、部会を代表し、その事務を総括する。

2 部会長が必要と認めた場合は、部会員以外の者を、会議に出席させ協力を求めることができる。

## 【部会の設置期間】

第5条 設置期間は、幹事会で決定した日から部会の当初の目的が達成できるまでの期間とし、設置から2年以内とする。

2 前項の規定による期間について部会長は、必要があれば幹事会の承認を得て延長することができる。

## 【会議等活動方法】

第6条 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、IT利活用について、共同して調査・研究・実証実験等を主体的に進める。

3 調査・研究・実証実験等の活動の経過及び成果は、年度毎に総会及び協議会ホームページにて報告するものとする。

4 部会長は、調査・研究・実証実験等の活動で重要と認められる事項について、随時幹事会に報告するものとする。

### 【ワーキンググループ】

第7条 部会長は、部会における検討において必要があると認めたときは、ワーキンググループを置くことができるものとする。

### 【活動経費の助成】

第8条 部会に係る必要な会議費、外部講師の旅費及び謝金、資料購入費等の活動経費は、予算の範囲内において協議会が助成する。

2 規約第10条第2項の規定による経費の上限額は、幹事会で決定するものとする。

3 幹事会は、部会が、次の各号に該当するときは、助成した活動経費の全部又は一部を返還させることができる。

- ① 活動経費の使途が適切でない場合
- ② 活動経費の交付後、正当な理由無く部会が活動を中止した場合
- ③ 部会の活動が終了した場合

### 【庶務・会計】

第9条 部会の庶務・会計担当者は、部会長が指定する部会員とする。

2 部会長は、事業年度ごとに決算を作成し、部会の承認を得て幹事会に報告するものとする。

### 【その他】

第10条 この要領に定めるほか、部会の設置に関し必要な事項は、幹事長が定めるものとし、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

### 附則

1 この要領は、平成21年10月15日から施行する。